

## 土地取得に係る監視機能強化特別委員会報告書

平成30年8月22日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

平成31年1月22日

伊東市議会議長 井戸清司様

土地取得に係る監視機能強化特別委員会

委員長 四宮和彦

### ○経過及び結果

#### 1 平成30年12月17日 委員会

議会から当局に対し追加請求をした資料及び伊東市土地取得に係る業務見直し検討委員会（以下「当局検討委」という。）が公表した検証結果等が、平成30年11月21日付で提出されたことから、これについて意見交換を行い、今後の本特別委員会の方針を定めることとした。

「当局から提出された資料について」は、過去の土地取得に係る業務に関し、本特別委員会がさきの9月定例会において報告した検証結果と、当局検討委の検証結果を比較することで、それぞれの評価がどのような点で共通し、相違しているのか、また、問題点や改善点等について、意見を出し合った。

さらに、委員から出されたこれらの意見を取りまとめることで、本特別委員会としての意見を集約し、各委員において共通認識を持つことを図った。

「今後の運営について」は、本特別委員会において、当局検討委が作成する土地取得に関するマニュアルに対し、再発防止策等を提言し、反映させること及び議会の監視機能を強化するための制度改正をすることの2点について検討し、提言書として取りまとめ、当局に提出することとした。

次回開催については、本特別委員会において提起され、集約された意見を資料としてまとめ、参考にすることで、再発防止策や議会の監視機能の強化に係る制度改正について、具体的な検討に入ることとし、その後、当局に対する提言書について取りまとめで

いくこととした。

## 2 平成31年1月8日 委員会

平成30年12月17日開催において行った意見交換をもとに意見集約シートを作成し、事前に配付することで、本開催において、再発防止策及び監視機能強化に係る制度改正について、各委員から具体的な提案をいただいた上で精査し、提言の内容等を決定することとした。

「再発防止策及び監視機能強化に係る制度改正の検討について」は、各委員から、それぞれ提案していただき、次のとおり取りまとめた。

### (1) 再発防止策について

ア 土地取得に係る一連の手续や必要な資料等を明確化し、事務処理を体系化した手順書（マニュアル）を作成すること。また、パブリックコメント等の実施やマニュアルの公開を行うことで、マニュアルの信頼性を高めること。

イ 単独での交渉は行わず、必ず複数で交渉すること。

ウ 土地取得価格については、不動産鑑定評価額や固定資産税評価額を参考価格とした上で、購入する土地の状況を考慮し、個別の事案として算出すること。価格の妥当性を検証すること。

エ 行政事務に係る文書は、原則全て保存すること。また、責任を持って文書として残すことを意識づけること。土地取得に係る業務においては、意思決定過程の協議記録及び交渉記録が存在していなかったことから、これらを作成し、保存すること。

オ 情報公開請求に対応できるだけの文書を作成し、保存することで、行政事務の透明性を確保すること。

カ 責任の所在を明確にすることで、原因を追求できるようにすること。

キ 事業や契約等、手続の適正性について、所管部署により一次的な評価、判断ができるように、定期的に研修等を行うことで政策法務を初めとした専門的知識を身につけるなど、長期的視野に立って職員の養成を行うこと。

ク 土地取得に係る一連の業務手続の適正性について、所管部署とは異なる第三者組織によるチェックを行うことで、重層的なチェック体制を構築すること。

ケ マニュアル作成後に説明会などを開催することで、調査により判明した問題点等について、職員の意識の共有を図ること。また、マニュアルに沿って業務が行われるように、コンプライアンス意識の向上を図ること。

## (2) 監視機能強化に係る制度改正について

ア 土地取得に係る契約締結案件については、道路などを初めとした社会基盤整備に係るものを除き、委員会協議会に事前報告すること。また、土地取得に至るまでの経過が適正であったことを証する事項を報告すること。

イ 情報公開制度の着実な運用を図ること。統一的な見解に基づいて運用を図れるようにすること。

ウ 第三者組織によるチェックを行えるよう、機構改革を含め、体制整備を図ること。

「提言書について」は、決定した提言内容について、当局検討委が作成する土地取得業務に係るマニュアルに反映させることを目的として提言するもの、または、再発防止に資するための事務及び制度として行政事務全般に関連して提言するものとして区分し、提言することを確認した。また、提言書の案文作成については、正副委員長に一任の上、次回の本特別委員会において提示することが了承された。

「議会としての今後の取り組み等の協議について」は、議会のチェック機能を高めるための方策等に関し各委員が考えることについて、今後の代表者会議における協議の参考にするべく、次回開催時に意見を伺うこととした。

次回開催については、本開催において決定した提言の内容を取りまとめ、提言書の案文を提示することで、当局に対する提言を決定することとした。

## 3 平成31年1月22日 委員会

平成31年1月8日開催において決定した提言内容に基づき作成した提言書（案）を配付し、意見調整を行うことで、提言書の決定をすることとした。また、議会としての取り組みに係る意見については、今後、代表者会議において報告することとした。

「提言の決定について」は、平成31年1月8日開催において決定した提言内容に基づき作成した提言書（案）について、各委員から意見を伺った。

委員からは、前回の本特別委員会において決定した提言内容がまとまっており、異論はない旨の意見があり、提示された提言書（案）のとおり決定することについて、異議なく了承された。

提言の内容については、次のとおりである。（提言内容の各項目についてのみ記載）

### (1) 土地取得に係る事務について

ア 土地取得に係る一連の手續や必要な資料等を明確化し、事務処理を体系化した手順書（マニュアル）を作成すること。また、パブリックコメント等の実施やマニユ

アルの公開を行うことで、マニュアルの信頼性を高めること。

イ 意思決定過程の協議記録及び交渉記録を必ず作成し、保存すること。

ウ 相手方との交渉については、単独で行うことのないようにすること。

エ 土地取得価格については、不動産鑑定評価額や固定資産税評価額を参考とした上で、取得する土地に係る種々の状況を考慮し、客観的算出根拠に基づき、個別の事案として価格形成を行うこと。また、その妥当性を検証すること。

オ 情報公開請求に対応できるだけの文書を作成し、保存することで、行政事務の透明性を確保すること。

カ 責任の所在を明確にすることで、原因追求及び再発防止を図ること。

キ 手続の適正性について、所管部署により一次的な評価、判断ができるように、定期的に研修等を行うことで政策法務を初めとした専門知識を身につける、所管部署に法務担当職員を一人は配置するなど、長期的視野に立って職員の養成、配置を行うこと。

ク 一連の業務手続の適正性について、所管部署とは異なる第三者組織によるチェックを行うことで、重層的なチェック体制を構築すること。

## (2) 再発防止に資するための事務及び制度について

ア 土地取得に係る契約締結案件については、道路などを初めとした社会基盤整備に係るものを除き、委員会協議会に事前報告すること。また、報告の際には、土地取得に至るまでの経過が適正であったことを証する事項として、次に掲げる事項をあわせて報告すること。

(ア) 取得の目的

(イ) 取得の必要性及び根拠となる計画等

(ウ) 意思決定過程の協議経過

(エ) 協議会報告案件となるまでの交渉経過

(オ) 価格の算出根拠

イ 行政事務に係る文書は、原則全て保存すること。また、責任を持って文書として残すことを意識づけること。

ウ マニュアル作成後に説明会などを開催することで、調査により判明した問題点等について、職員の意識の共有を図ること。また、マニュアルに沿って業務が行われるように、さらなるコンプライアンス意識の向上を図ること。

エ 情報公開制度において、統一的な見解に基づき着実な運用を図れるようにすること。

オ 再発防止及び業務改善に必要な体制整備を図ること。

「土地取得に係る事務について」は、原則、当局検討委が作成する土地取得業務に係るマニュアルに反映させることを目的として提言するものであり、「再発防止に資するための事務及び制度について」は、土地取得業務にとどまらず、制度や事務の改善等により再発防止を図るための提言である。

また、提言については、議会を代表し、議長から当局に提言書を提出していただくこととして議長に申し入れをする旨が了承され、時期については、1月中をめどとして調整を図ることとした。

「議会としての今後の取り組み等について」は、本特別委員会としては、提言書の提出により所期の目的が達成されることとなるが、これまでの協議において、議会が今後取り組む必要があることとして各委員から提起された意見について、改めて確認することとした。しかしながら、本特別委員会としては、付議事項以外の件について決定を行うことはできないことから、提起された意見の取り扱いについては、代表者会議において改めて協議する必要がある、本特別委員会としては協議を行わず、報告にとどめることについて説明がされた上で、意見を伺うこととした。

委員から、議会のチェック機能を高めるための取り組みについて検討する必要があるとの意見、入札制度や指定管理者制度を初めとした土地取得以外の公共事業に関する検証、制度研究をする必要があるとの意見があった。

これらの意見については、決定行為を伴うことなく、委員長において意見を整理した上で、今後の代表者会議において報告することとして了承された。また、本開催以降に、議会としての今後の取り組みについて提案等がある場合には、各会派での協議の上、個別に代表者会議において提起していただくことが確認された。

全ての日程が終了後、委員長において、これをもって本特別委員会における協議事項は終了したとして、本特別委員会の活動を終える旨を諮り、異議なく了承されたことから、本報告をもって最終報告とする。

以 上